

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づき、以下の入院基本料を届出ている医療機関です。

◆ 1 階病棟

施設基準	受理番号	案 内
障害者施設等入院基本料 10対1看護	(障害入院) 第578号	障害者施設等一般病棟の施設基準に適合し、入院患者様10名に対し、1名以上の看護職員を配置しております。

当病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。
なお、時間帯毎の配置は下記の通りです。

- ・朝8時45分～夕方16時45分まで、看護職員1人あたりの受持患者数は6人以内です。
- ・夕方16時45分～深夜0時45分まで、看護職員1人あたりの受持患者数は15人以内です。
- ・深夜0時45分～朝8時45分まで、看護職員1人あたりの受持患者数は15人以内です。

